

議事録

議 事 の 名 称	令和5年度第1回寄居町総合教育会議		
開 催 日 時	令和5年11月24日(金) 午後1時30分 開会		
開 催 場 所	寄居町役場 3階 全員協議会室		
議 長 氏 名	峯岸 克明 町長		
出 席 者 氏 名	出席者名簿のとおり		
事務局出席者氏名	出席者名簿のとおり		
議 事 事 項	議事 (1)救命教育について (2)教職員の働き方改革について		
議事の経過 (議事の要旨)	別紙のとおり		
議 事 資 料	(1)救命教育について(資料1) (2)教職員の働き方改革について(資料2)		
その他の事項			
議事録の確定			
確定年月日		議長署名	
令和5年12月27日			

別紙

令和5年度第1回寄居町総合教育会議出席者名簿

(1) 構成員

職名		氏名
町長		峯岸 克明
教育委員会	教育長	関根 光男
	教育長職務代理者	清水 幸三郎
	委員	小林 央子
	委員	杉田 佑美
	委員	関根 薫

(2) 説明員等

職名		氏名
教育総務課	課長	大野 芳春
	主幹	加々美 君代
教育指導課	課長	塩川 和之
	主幹	阿久津 佳永
	主幹	高橋 寿和
生涯学習課	課長	黒瀬 浩史
健康づくり課	課長	根岸 克夫

(3) 事務局

職名		氏名
総務課	主幹	内田 大輔
	主任	小野田 学

発言者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
総務課主幹	1 開会 午後1時30分
町長	2 町長あいさつ
	3 協議事項
	(1)救命教育について
総務課主幹	救命教育を協議事項とした経緯について説明
教育指導課長	救命教育について説明（資料1）
	— 意見等 —
町長	事務局から説明がありましたが、まずは私の方から、何点か確認をさせていただきます。学校における取組等についてご説明いただいたところですが、各学校に設置されているAEDについて、現状、児童生徒たちは全く手が出せない状況であると考えてよろしいですか。
教育指導課長	AEDは各校の職員室又は保健室に設置してあります。児童生徒たちはそこに存在していることは把握していると思いますが、AEDを自分たちで扱うものという認識は今のところないのではないかと考えております。
町長	コロナ禍の影響もあったかと思いますが、児童生徒たちはAEDについての講習は受けているのでしょうか。
教育指導課長	中学校の保健体育の中で、AEDについての学習内容はありますが、小学校にはありません。
町長	それでは只今の回答を前提として、今後、AEDの扱ただけでなく、救命の教育・実践を進めていくに当たりまして、委員の皆様からご意見を賜ればと思います。
清水教育長職務代理者	資料の中にもありましたが、今年の8月に行われたさいたま市の元教育委員会教育長の桐淵博先生の講演に参加させていただきました。講演の中で、救命救急の場に遭遇した教員が自分の携帯電話を持っていなかった場合、助かる命も助けられないこともあるという具体的な場面の紹介がありました。
	ここで確認しておきたいことが2点あります。

	<p>1点目ですが、令和2年7月に文部科学省から学校における携帯電話の取り扱いについて通知されております。この中では、学校内に児童生徒が携帯電話を持ち込むことを原則として禁止しておりますが、教職員の学校内における携帯電話常備については言及しておりません。そこで、講演会以降の寄居町内の各校における教職員の携帯電話の常備について教えてください。</p> <p>2点目ですが、ASUKAモデルと同じような教員のための救急救命ガイドラインを寄居町で作成し、それを基にして、救命訓練等の研修を重ねることによって、迅速で的確な処置が講じられるようになることが非常に大切だと考えます。この点についてのお考えを教えてください。</p>
教育指導課長	<p>1点目の教職員の携帯電話の常備についてですが、寄居町では令和3年にSNS使用規程を策定いたしました。その中で、教職員は携帯電話を持たないよう徹底してきたところですが、講演会でのお話を踏まえ、SNS使用規程を改訂し、現在は所持すべきという表記に変更いたしました。そのため、授業中でもポケットに携帯電話、スマートフォンを所持している状況になっております。</p> <p>2点目の寄居町でのガイドライン作成についてですが、今後救命教育を進める中で、どんな形がより良い研修等に繋がるのかを研究してまいりたいと考えております。その選択肢の一つとして、寄居町独自のガイドライン作成についても研究してまいります。</p>
町長	<p>私から1点追加で質問ですが、先ほどは児童生徒のAED使用可否についてお聞きしましたが、教職員についてはいかがですか。</p>
教育長	<p>教職員については、各学校で必ず年に1回、消防署の職員による研修を受けておりますので全く使えないということはありません。いざというときに各教職員がAEDを確実に使用できるよう、今後は消防署で実施されている救急救命講習を受講することについても検討するなど、更に安全性を高めていきたいと考えております。</p>
小林委員	<p>桐淵先生の講演の中で、緊急時の現場で、居合わせた児童生徒が教師を呼びに行っている間、そして教師がAEDを持ってくるまでの間に分刻みで救命率が下がっていくというお話がありました。</p> <p>また、AEDの講習を受けた子供が、お父さんが心臓麻痺を起こしたときにその場で心肺蘇生をして、日常生活を送れるにまで回復した事例も紹介されておりました。</p> <p>私個人の意見としては、今回、総合教育会議の議題として救命教育を挙げただけを嬉しく思うとともに、児童生徒にもAEDについて学ぶ機会を設けてあげられればいいと考えます。</p>

町長	<p>小林委員から児童生徒にもAEDについて学ぶ場をというお話をいただきました。本日の会議の大きなテーマだと思います。</p> <p>先ほど教育長から話があったように、教職員の皆さんは今後しっかりと使えるようになることは当然としまして、それを児童生徒にどう広げていくかが重要かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。</p>
教育長	<p>総合教育会議という場で救命教育を取り上げていただいたので、この機会をきっかけとして、寄居町の児童生徒にもAED等の扱いを含め、適切な救命教育を実施し、小さな救命士という形で育っていくようなカリキュラムを考えていく必要があると考えています。</p>
関根委員	<p>桐淵先生の講演の中で、部活動中に顧問の先生が倒れた時、中学生が救命処置をして一命を取り留めることができたというお話がありました。教育長が言われたように、今後、児童生徒に救命教育を進めていただくことは非常に大切なことだと思います。</p> <p>その一方で、私は、救命処置を迅速に行うための環境を整備することも必要と考えます。その観点から、AEDの増設を検討していただきたいという意見を申し上げます。</p> <p>本日の配布資料に、学校内のAED設置推奨場所という項目があります。そこには、学校のいずれの場所からも片道1分以内で取りに行ける場所に設置すべきと記されています。それが不可能な場合には、AEDを取り寄せる体制を整備するか、その台数を増やして対応すべきと記載されています。また、学校内の心肺停止発生場所というグラフからは、その84%がグラウンド、プールあるいは体育館で運動中に発生していることが分かります。</p> <p>これらの内容を基に寄居町の状況を振り返ってみますと、町内の学校には現在、1台のAEDが職員室あるいは保健室に配備されております。そして、その運用方法として、体育館やプールでの授業の時には、先生がその場にAEDを持参していくと伺っています。そのような時に万が一、教室内で心肺停止の事故が発生した場合、果たして迅速な対応が可能なのかと懸念しております。</p> <p>統計上、現場から消防署に救急要請の電話を入れてから救急車が到着するまでの時間は、全国平均で9.4分、深谷消防署の令和3年度の平均時間は、9.1分とのこと。心肺停止の場合、発症から1分経過するごとに救命率は10%下がると言われています。3分過ぎると脳機能に障害が残るというデータもあるようです。必要な場合には、1秒でも早くAEDを使える環境を整えておくべきと考えます。</p> <p>また、学校施設開放としてスポーツ少年団や地域のスポーツ愛好家の方々にグラウンドや体育館を貸し出していますが、現状ではサッシ等を壊して校</p>

清水教育長職務代
理者

舎内に入らないとAEDが使えないと伺っております。

以上のことから、運動中などの心肺停止に対する危機管理体制のより一層の整備として、各学校の体育館周辺等へのAED増設について、ぜひ検討していただければと思います。

なお、さいたま市では、今年の9月から正門の近くに無施錠のAEDを設置して、学校関係者以外の方にも使っていただくことを可能にしている旨の報道がなされています。

関連して、厚生労働省のAED適正配置に関するガイドラインでは、AEDを設置する場所は、心肺停止から5分以内にAEDが使用できる配置が望ましいとされています。また、先ほど関根委員の説明にもありましたが、日本循環器学会AED検討委員会の資料によると、学校内の設置推奨場所として、片道1分以内に取りに行ける場所と明示されています。これらの資料から読み取れることを、6点の質問形式にまとめてみました。ぜひ、町内の小・中学校に再度、この点について確認してほしいと思います。

まず1点目、学校内で発生した心停止の84%がグラウンド、プール、体育館で起こっておりますが、片道1分以内でそれらの場所に取りに行けるようにAEDが設置されていますか。もし行けないのであれば、設置場所を再検討していますか。

2点目、校内マラソン大会や駅伝大会時に、随時、AEDを適当な場所に移動するような手段が考えられていますか。例えば、自転車にAEDを携行する等の方法が考えられていますか。

3点目、保管場所は施錠せず、24時間365日、アクセス可能な状態になっていますか。

4点目、AEDの保管管理責任者は決まっていますか。また、電力や電池の交換等について定期的に確認交換等の処理がなされていますか。

5点目、クラブ活動や災害支援などで学校を離れる際には、携行用のAEDを用意する対応をとっていますか。あるいは携行用のAEDは用意しないが、活動場所での緊急事態に備えて、引率責任者が活動前にAEDの設置場所を常に確認するようにしていますか。

6点目、全職員が、AEDの設置場所を把握し、緊急時に使用することができますか。

以上6点の質問になりますが、現段階ではこの6項目全てに、はいと答える学校はないのではないかと思います。この6点の質問を投げかけるだけでも、各校における救急救命の意識が高められると考えます。

その上で、先ほども申し上げましたが、寄居町版のASUKAモデル事故対応テキストをぜひ作っていただきたい。それを基に毎年検証を重ねることで、救急救命の実践力のレベルアップを図ると同時に、教職員、児童生徒も含めてその場に合った対応ができるような状況を作ることができると思

杉田委員	<p>ます。</p> <p>また、先ほどの6点の質問事項については、学校に限らず、町内様々な場所にAEDが設置されておりますが、それらの場所においても確認していただきたい内容です。</p> <p>いずれにしても、AEDの有効活用を図るためには、AED増設の検討等のハード面の充実、そして同時にそれを使いこなすソフト面の習熟、これが必要になってくると思います。</p> <p>カリキュラムやガイドラインをこれから作るに当たって、学年ごとに段階を踏んだ教育が必要になると考えます。まずAEDって何だろうから始まって、設置されている場所、取り出す方法、使い方等を学んでいく。小・中学校では縦割り授業などで低学年と高学年が接する機会がありますので、そこでそれぞれのできることを確認することもいいのではないかと思います。</p> <p>また、授業のほかにも生徒会や児童会活動の一環で取り入れることも、子供たちにとっては入り込みやすいと考えます。</p>
町長	<p>ここまでで委員の皆様から様々なご意見をいただきました。これを受けまして、事務方の皆さんにお考えを伺いたいと思います。</p>
教育総務課長	<p>大変貴重なご意見をいただきました。</p> <p>AEDの配置についてですが、各学校の敷地内においてどこに配置すべきかについても、基準やガイドラインを作る中で検討すべき事項であると考えます。現在、各学校に1台、教育委員会に予備機として1台設置しております。各学校の設置場所にもよりますが、例えばプールが遠い学校においては、プール期間中は予備機を貸し出して2台体制で運用していただくような柔軟な対応も含めて検討の必要があると思います。</p> <p>また、設置数の増設については、増設した場合の各学校での管理体制の構築も必要になります。それを含めて検討の上、より良い形で整備できればと考えております。</p>
町長	<p>先ほど清水委員からいただいた質問の中で、24時間365日アクセスが可能であるかという項目がありました。現在、時間外は全て施錠されており、緊急事態に鍵を壊すことは中々難しいと考えますが、この点についてはいかがですか。</p>
教育総務課長	<p>先ほどさいたま市の事例を挙げていただきましたが、このケースは企業から寄附をいただいて、通行されている方も使用できるように学校の外側に設置したと伺っております。また、AED設置・管理のために専用の機械も同時に設置しているそうです。これには相応の予算がかかりますので、すぐに取</p>

<p>教育指導課長</p>	<p>り掛かることは難しいですが、そのような使用方法も含めて研究していく必要があると考えております。</p>
<p>町長</p>	<p>保管場所の関係になりますが、施錠されていないということは、いたずらや悪用される危険性もあります。AEDについての正しい使用法はもちろん、管理面についても十分に研究し、しっかりと子供たちに伝えられるようなガイドラインの作成を目指せればと考えております。</p> <p>私個人の意見になりますが、子供たち一人一人が救命士となることが目指すべきところではないかと思えます。寄居町で義務教育9年間を過ごす中で、救命の意義、実際の行動等について学び、しっかりと身に付いていることは子供たちにとって大きな財産になります。</p> <p>その中で、先ほど杉田委員のご意見にもありましたが、9年間という学年差がある成長の度合いが違う子供たちを指導していく必要があります。この指導方法等に関して何かご意見・ご発言ありますでしょうか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>教育委員会としては、発達段階に応じたカリキュラムを作成する予定です。それぞれの発達段階をして学ぶべきものがあると考えております。</p> <p>また、寄居町では毎年7月に命を大切にする週間を設定しておりますが、命を大切にするという視点を大切に、一本筋が通ったカリキュラムを目指したいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>命はかけがえのないものだという教育はもちろん必要ですが、緊急時に自信を持って行動できるようにするために、スキル面での教育も大切です。低学年ではまず大きな声を出して誰かを呼ぶ、高学年になるに従って心臓マッサージのやり方、AEDの使用法等について身に付けられるようなカリキュラムが必要であると考えます。</p>
<p>町長</p>	<p>私も桐淵先生の講演の際、終了後に先生に何点かお伺いをしました。先生曰く、大人の皆さんもいざという時は立ちすくんでしまい、救急隊の到着まで見守っているだけということも少なくないそうです。AEDについて、装着の方法が正しくない場合や必要がない場合は電流が流れないようにしておりますが、この知識がないとどうしても使用を躊躇してしまうことがあると思えますので、段階的に指導することはとても大切であると考えます。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>各学年においてどこにボリュームを持たせるかが重要になってくると思えます。目標としては、全ての子供たちが正しくAEDを使えることを目指していきたいと考えております。</p>

教育長	<p>今回、総合教育会議の議題に挙げていただきましたので、本日のご意見を参考にさせていただきながら、来年度から教材含め、準備していきたいと考えております。</p> <p>桐淵先生の講演の中でも、また、本日の資料の中でも触れておりますが、いざというときに大人より子供の方が迅速な行動を取れる時もあるそうです。命はかけがえのないものであり、繋げていかなければならないという感情を育てながら、救命教育を進めていければと考えております。</p>
町長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これまでに出了意見をまとめさせていただくと、今年度準備を始めて、来年度から具体的な形にしていくというところではハード面としてAED及び教材を充実させていく。併せて子供たちにどう指導していくかについて、発達段階に応じたそれぞれのカリキュラムを細かく検討いただくという話になっております。</p> <p>これらのことについて、具現化するためのスケジューリングと予算化についてお願いできればと思います。</p> <p>それでは1項目目については以上とさせていただきます。</p>
総務課主幹	<p>(2)教職員の働き方改革について</p> <p>教職員の働き方改革を協議事項とした経緯について説明</p>
教育指導課長	<p>教職員の働き方改革について説明（資料2）</p>
	<p>— 意見等 —</p>
教育長	<p>教員の働き方改革は、先ほどの説明にもあったとおり待ったなしの状態の課題であります。本日の資料にもありますが、学校における働き方改革の実効性の向上等ということで、総合教育会議で積極的に議題化と記載されておりますので、今回挙げていただけたことに感謝申し上げます。待ったなしの現状を再認識していただいて、今後の寄居町での取組を更に充実できるよう議論いただければありがたいと思います。</p>
清水教育長職務代理者	<p>本日の資料内で直ちにに取り組むべき事項として、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進を掲げています。その中で、各学校は文部科学省が作成した働き方改革チェックシートを活用すること、教育委員会における学校の</p>

働き方改革のための取組状況調査を通じて具体的な取組の促進を図ること、各地方自治体の創意工夫により創出された好事例の横展開を図ることが強調されています。関連して、全国の学校における働き方改革事例集、明日からできるグループウェア活用方法等にも目を通してきました。そこで3点確認をさせていただきます。

まず1点目、8月に発出された緊急提言を受けて、寄居町では働き方改革シートの活用をどのように進めていますか。具体的にその進捗について教えていただければと思います。

2点目、本日の資料に寄居町における取組が提示されておりますが、この中で、好事例を集約しての横展開はされていますか。例えば最近の事例として申し上げますと、小学校の運動会でトラックを挟んで北側と南側で、二つの学年が同時に徒競走に取り組んでいる場面がありました。このような工夫も好事例の一つであると考えます。ぜひ好事例を横展開できるシステム作りをお願いできればと思います。3点目については、2点ご回答いただいてから改めて申し上げます。

教育指導課長

1点目の働き方改革チェックシートの活用についてですが、校長会及び教頭会で提示して各学校で活用しております。また、提示するだけでなく、具体的な改革内容について、定期的に教育委員会への報告を求めています。今回資料で提示させていただきました内容についても、この報告に上がってきた取組です。

2点目の好事例の横展開についてですが、埼玉県からも昨年度末に各地での取組事例の提供がありました。その中で、神川町の学校の取組として、毎月第4水曜日を5時間授業とし、この空き時間を活用して月末の事務仕事を行っていることが紹介されています。この事例は、寄居町の一部の学校において、年間行事計画を作成する際に活用しております。先ほど申し上げたとおり、取組事例は校長会及び教頭会で報告し、好事例は横展開して広げられるように進めております。

清水教育長職務代理人

それでは3点目になりますが、文部科学省の働き方改革の取組状況調査、これの令和5年度はまだ公開されておきませんので、令和4年度の資料に基づいて確認させていただければと思います。

4年度の資料によると、寄居町では教育業務支援員が参画した業務は二つであると記載されております。一つは資料の印刷と配布準備、もう一つは新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動と消毒作業です。これが5年度ではどのような業務に携わっているのか確認させてください。県内の自治体では、掲示物の張り替えは82.4%、資料の整理は80.4%が支援員業務となっており、他にも各種データの入力や集計、採点業務補助、電話対応等まで支援員業務として位置付けている自治体もあります。各自治体にお

	<p>ける諸事情があると思いますが、働き方改革の一環として、より積極的な支援員の運用をお願いしたいと思います。</p> <p>また、給食費を含む学校徴収金の徴収と管理、地域との連絡調整、欠席及び遅刻連絡のデジタル化等の業務については誰が担当しているのかについても状況調査に明記されていますので、ぜひこれらを参考に働き方改革を進めていただければと思います。</p>
教育指導課長	<p>寄居町では、スクール・サポート・スタッフという名称で勤務していただいておりますが、令和4年度は印刷業務よりも消毒作業が大多数の時間を占めていたと思います。5年度については、新型コロナウイルスの5類移行に伴い消毒作業がなくなったため、掲示物の張り替えや資料の整理等、各学校で工夫して活用している状況です。他には、プールでの授業の際、安全を確保するため、スクール・サポート・スタッフに見守ってもらうこともあります。</p>
教育総務課長	<p>デジタル化につきましては、出退勤システムについて入れ替えをしております。こちらにつきましては、本日の資料にも載っておりますが、ログインしたときに当月の勤務時間等が確認できるようになっています。各教職員において、時間外勤務についても一目で分かるような形になっておりますので、自分自身で時間管理ができるような環境が整っております。</p> <p>また、欠席等の連絡についても今までは電話で行っていましたが、スマートフォンのアプリを活用して時間を気にせず連絡できる体制となっておりますので、教職員の負担はもとより保護者の方の負担の軽減にもなっていると考えております。</p>
町長	<p>1点確認ですが、冒頭の説明の中で寄居町での残業時間は減っているというお話がありました。寄居町の働き方改革は、進んでいると捉えてよろしいですか。</p>
教育指導課長	<p>はい。寄居町では確実に進んでおります。</p> <p>具体的には、令和5年3月期における時間外勤務80時間超の人数は小学校ゼロ、中学校2という数字でした。その後、6月の調査では小学校がゼロ、中学校でもゼロになっています。これが顕著な例だと私が考える理由としては、6月は中学校で総合体育大会が開催されるため、6月に勤務時間が延びるというのが常態化しておりました。また、全県でみても、3月に比べて中学校は増加している状況にある中で、寄居町の中学校はゼロが達成できたということは、素晴らしい成果であると考えております。</p>
町長	<p>いわゆる時間外を付けずに残業している、あるいは家に持ち帰ってやって</p>

<p>教育指導課長</p>	<p>いるということはないですか。</p> <p>そのようなケースはゼロではないと認識しております。しかし、学校で事務作業をする時間を確保できている現状もありますので、数年前に比べて家への持ち帰りは減っていると考えております。</p>
<p>関根委員</p>	<p>私は、超過勤務時間を削減するには、今行っている業務をスリム化・効率化するか、廃止するか。あるいは、人海戦術によって1人当たりが抱えている業務量を分散するかのいずれかだと思います。教育委員会の所管課として、即効性のある新たな改善策を考えていけば発言いただきたいと思いません。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>人が多ければ多いほど、より良い教育ができる部分があります。同時に各学校が取り組まなければならないこともあります。業務スリム化の実施も含め、より良い働き方改革ができるよう、先ほどの清水委員のお話にもありました好事例を積極的に各学校に展開し、進めてまいります。</p>
<p>関根委員</p>	<p>関連してですが、働き方改革の目的は、配布資料の文部科学大臣メッセージの中にあるように、「働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすること」とされています。私も正にそのとおりでと思います。</p> <p>そのためには、絶えず様々な角度から検討を重ね、改善を図っていく必要があると思います。</p> <p>その結果、予算が伴う施策もあろうかと思えます。その際には、寄居町のより良い教育の実現という観点から、予算措置についてご配慮いただきますようお願いいたします。</p>
<p>町長</p>	<p>寄居町では教職員の働き方改革が進んでいるということですが、その分児童生徒への教育の質について、しわ寄せがいつてしまっていることはないですか。各教職員がもう少しやりたい、指導したいことがあるが、省かなければならないような状況はありませんか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>子供たちのためにもっとやってあげたい、教職員は皆そのような思いを抱えていると思えます。一方で、体調を崩す教職員が増えている状況もありますので、バランスをとる必要があると考えます。何を残して、何を改革するのか、そこについても慎重に議論を重ねながら進めていく必要があると考えております。</p>
<p>町長</p>	<p>それでは最後に一点だけ、町の職員も含めてですが、なり手不足が深刻な</p>

<p>教育長</p>	<p>状況となっています。いかに魅力ある仕事であっても少子化の影響で全体のパイが非常に小さくなっておりますので、今後、各業界において人数の減少は必然であり、教育現場においても働き方改革が進んだ上でも人数不足になるのではないかと考えております。</p> <p>教員をにわかには増やすわけにはいきませんが、支援ができる場所については、支援員という形でなるべく手厚くやってまいりたいと考えております。全体的なこの教員不足に対して、今後の教育に対する懸念その他はございませんか。</p> <p>質の高い教育を展開するためには、質の高い教員が必要であると考えておりますが、教員の確保については任命権者が県教育委員会であるため、一つの町で確保に向けて動くことは中々難しい部分もあります。我々ができることとして、教員という仕事のやりがい、尊い仕事であるということを語り続けて、その魅力について発信していくことが大切であると思います。</p>
<p>町長</p>	<p>教員に関しては何か事件や事故等があったときにクローズアップされがちだと感じますが、先生方が頑張ってこの取組が成果を上げた等のいいニュースを発信していくことが大切であるとも私も考えます。例え小さな成功事例であっても、自身の活動を広く知ってもらえることは励みになると思います。</p> <p>教育長の話にもあったように、教員は非常に誇り高いやりがいのある仕事でございますので、町としましても単純に環境整備、報酬アップ等だけではなく、情報発信についての側面支援も行いたいと考えておりますので、ぜひ教育部局との情報連携を図っていただければと思います。</p> <p>2項目目については、よろしいでしょうか。それでは、働き方改革については、一層検討を進めていただくということで、結論にしたいと思います。</p> <p>最後に全体を通しまして、何かご意見等があればお願いをしたいと思います。</p>
<p>清水教育長職務代理者</p>	<p>寄居町教育大綱ですが、対象期間について2点記載があります。</p> <p>1点目が、令和4年から令和8年までの5年間とすること、もう1点が今後の社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて、寄居町総合教育会議において協議調整を得た上で、教育大綱の内容の見直しを行うことです。</p> <p>今年の6月16日に国の教育振興基本計画が閣議決定され、その対象期間は令和5年から令和9年となっています。寄居町教育大綱には計画の体系図があり、そこに国の教育振興基本計画等を参酌するというふうに明記されています。新しく国の基本計画が提示されたわけですから、それを受けて、この総合教育会議で課題として取り上げるか、または少なくともこのことに触れておく必要があると思います。</p>

	<p>教育振興基本計画に示されている内容、持続可能な社会の作り手の育成と日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上という二つのコンセプトを基にした五つの基本方針、また、16の基本施策等を具体的に参酌し、寄居町の教育行政、重点施策に十分に反映させていくことを総合教育会議で確認することが必要です。</p> <p>また、来年度は埼玉県教育振興計画が令和6年から令和10年を対象期間として策定される予定となっております。来年度の総合教育会議においては、国の基本計画とともに県の基本計画も提示されているわけですから、寄居町の重点施策にも反映させることをこの会議の場において確認できるようお願いしたいと思います。</p>
町長	<p>只今清水委員からご指摘をいただいた件につきましては、来年度この会議の場に追加するよう徹底してまいります。</p>
小林委員	<p>最後になりますが、私は教員として長く勤めていましたので、子育てをしながら仕事をしておりました。自分が現役のときの学年末は家に仕事を持ち帰り、何日も徹夜をして、通信簿をつけたり学籍簿の取りまとめをしたり、また、学習指導要領の作成もしておりました。当時寝ずに行っていたことを思うと、現在テストの採点等について、サポートの方を付けていただいていることは本当に嬉しく思っています。</p> <p>自分のその経験を顧みると、教職員の働き方改革が総合教育会議の場で議題に挙がったことで、町長部局においてもこのことについて考えていただいていることが分かり、感謝申し上げたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。</p>
総務課主幹	<p>4 その他 議事録の確認を依頼</p>
総務課主幹	<p>5 閉会 午後2時50分</p>

寄居町立小中学校における命を守る取組

1 心肺蘇生法研修会

各小・中学校では、毎年5月から6月に消防署職員を招聘して、心肺蘇生法について全職員で研修を行っている。

2 エピペン研修会

各小・中学校では、在籍児童・生徒中にエピペンを所持している者がいる場合には、消防署職員を招聘して、全職員で研修を行っている。

3 交通安全教室の実施

各小学校では、毎年交通安全教室を実施している。低学年児童を対象に横断歩道の安全な歩き方や集団での歩き方などを交通指導員の皆さんに御指導いただいている。

また、3年生児童を対象に自転車の安全な乗り方や自転車の整備について学んでいる。出発時の目線やブレーキの使い方など一人一人に対して、じっくりと時間をかけて指導している。交通安全教室で学んだ内容は、学級活動の時間や一斉下校の際に繰り返し確認している。

中学校においても3年に1度、交通安全教室を実施して交通安全指導を進めている。

4 避難訓練と災害等対応マニュアルの見直し

各小・中学校では、年間を通じて計画的に避難訓練を実施している。保護者への引渡方法については丁寧に訓練している。

また、地震、火災、台風などの各災害発生時の対応マニュアルは必ず研修で扱うとともに、毎年見直しを図っている。



画像：心肺蘇生法の指導を受ける教職員



画像：交通安全教室の様子

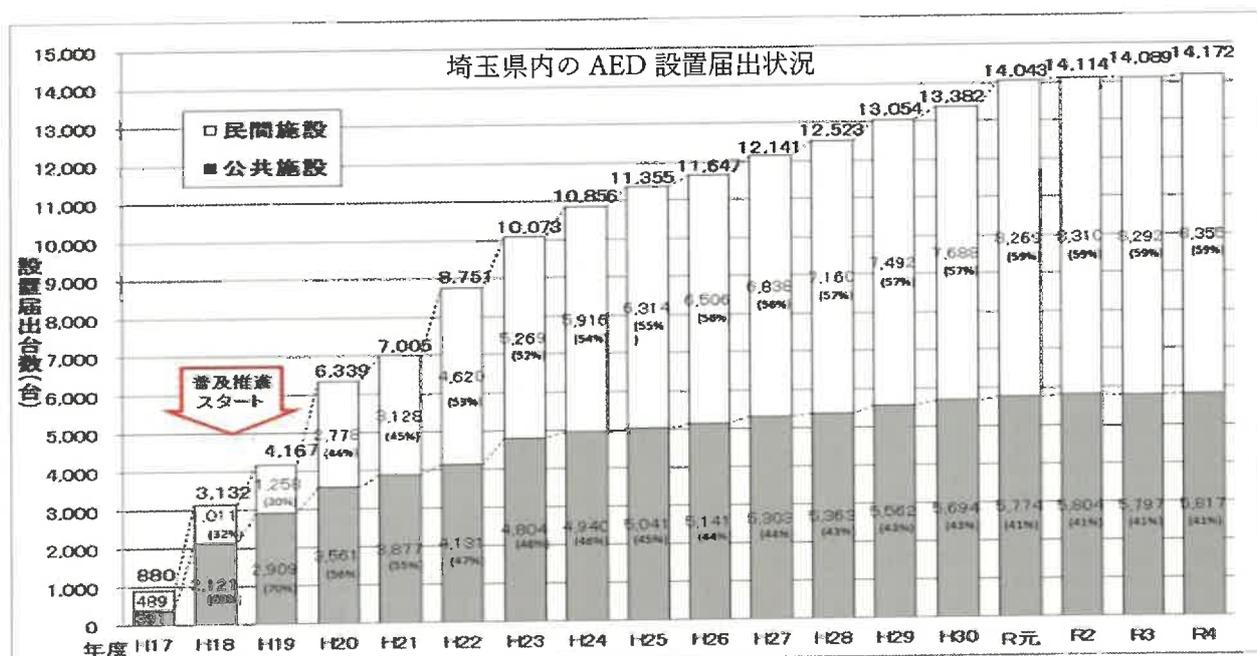


画像：引渡訓練の様子

寄居町における AED の設置状況について

1 埼玉県内の状況

県では、利用者への周知を目的として AED の設置者に対して設置場所等の届出制度を設けている。この状況を取りまとめた「埼玉県内の AED 設置届出状況」によると令和 4 年度で民間施設 8,355 台 (59%)、公共施設 5,817 台 (41%)、合計で 14,172 台が設置されている。設置の推移をみると普及推進が開始された平成 18 年度から平成 20 年代前半に大きく設置数を伸ばしており、令和に入ってからには緩やかに増加している。



《埼玉県 ホームページ より》

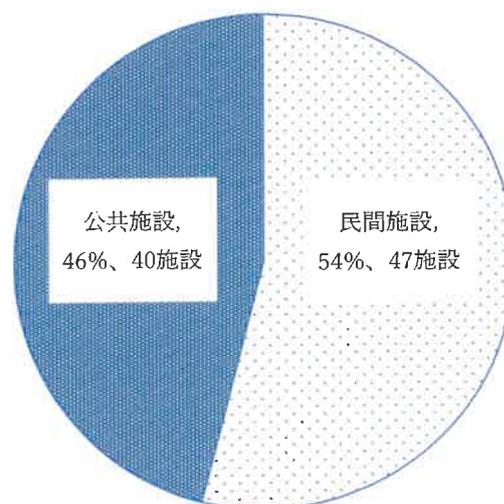
2 寄居町内の状況

①公共施設と民間施設

埼玉県がホームページで公表している AED 設置施設一覧(令和 5 年 3 月末現在)にある施設のうち町内の施設は、民間施設 47 施設 (54%)、公共施設 40 施設 (46%)、87 施設ある。

※87 施設は、AED 設置施設一覧にある施設のうち既に廃止された施設を除き、町施設で新たに設置した施設等を加えた数。ただし、施設数であり届出台数ではない。また、設置していても届出されていない民間施設は含まない。

寄居町内の AED 設置状況



②設置施設の種類

町内の設置施設の状況を「AEDの適正配置に関するガイドライン（平成30年 一般財団法人日本救急医療財団）」で設置を推奨している施設の分類を基に大別すると「学校等」、「役所・公民館等」、「商業施設」の順に多くなっている。なお、商業施設17施設のうち13施設はコンビニエンスストアで、コンビニエンスストアの事業者と協定を締結して町がAEDを設置している。

◆AEDの適正配置に関するガイドラインによる推奨施設分類

分類	施設数	凡例
学校等	19	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校、大学、専門学校など
役所・公民館等	18	役所、公民館、集会所、消防署、警察署、交番など
商業施設	17	デパート、スーパーマーケット、飲食店など
病院等	9	病院、診療所など
会社等	6	会社、工場、作業場など
介護・福祉施設	6	高齢者施設など
駅等	5	駅、空港、長距離バスターミナル、高速道路サービスエリア、道の駅など
多数集客施設	4	アミューズメントパーク、大型集客娯楽施設、観光施設、葬祭場、大規模入浴施設など
スポーツ関連施設	3	スポーツジム、グラウンド、体育館、ゴルフ場など
合計	87	

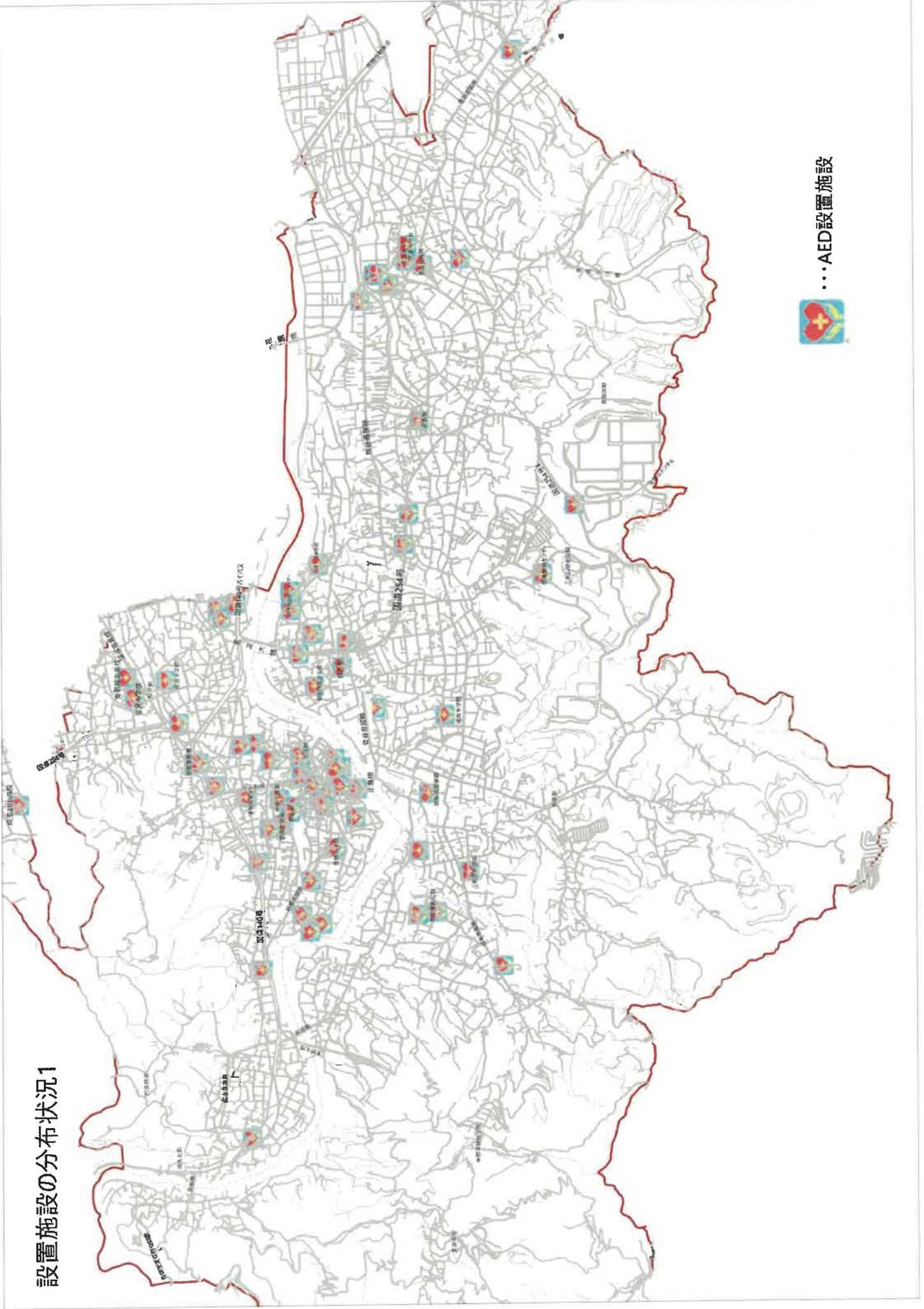
③設置施設の分布状況

寄居駅周辺におけるAED設置状況をみると、公共施設や商業施設が隣接する国県道や駅周辺において設置が進んでいることがわかる。



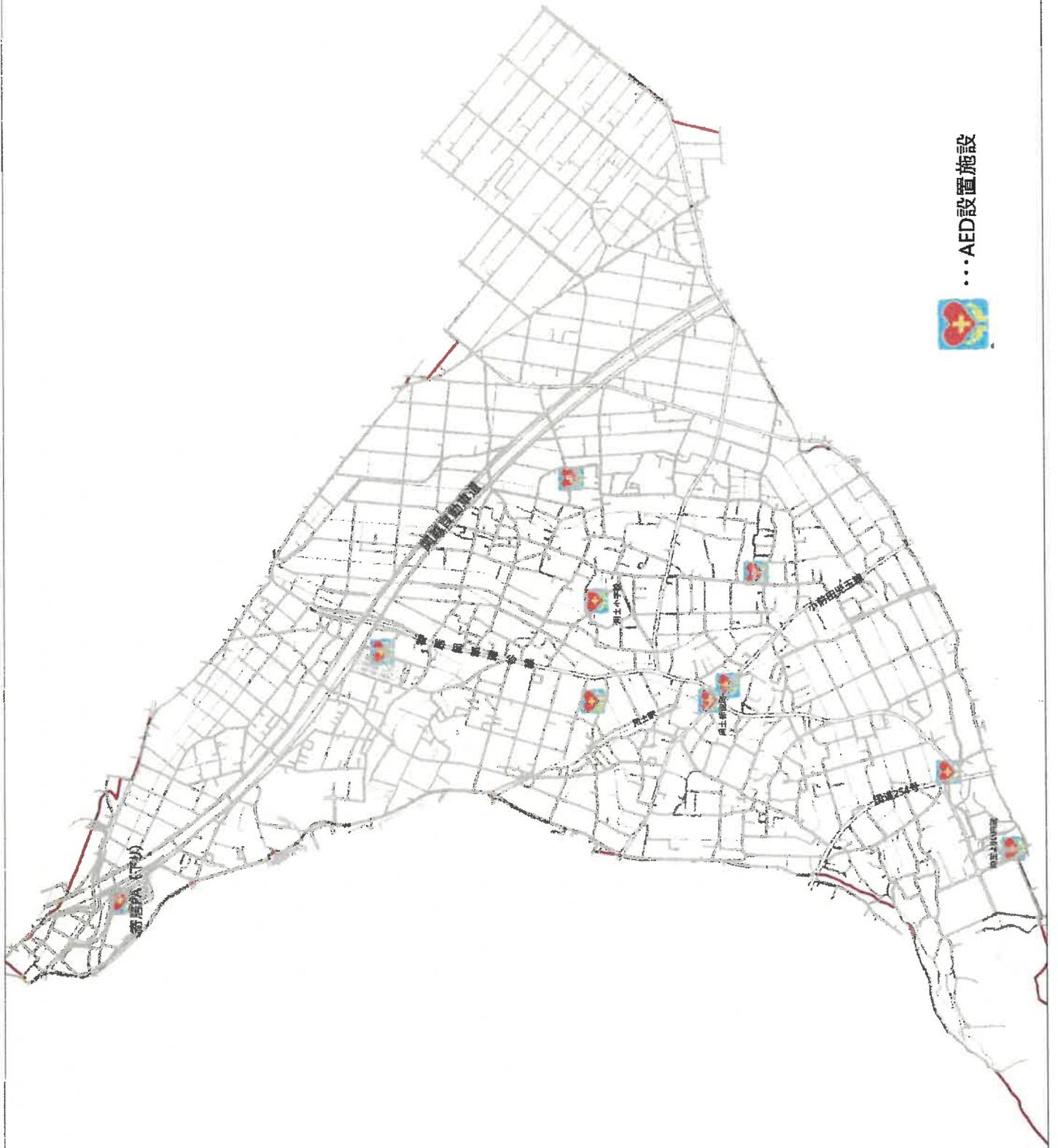
 …AED 設置施設

設置施設の分布状況1



・・・AED設置施設

設置施設の分布状況2



●●●AED設置施設

寄居町及び各小中学校の取組

○寄居町による支援

- ・会計年度任用職員（学習サポーター、介助サポーター、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等）が近隣の市町に比べて手厚く配置されている。
- ・タブレット端末を活用して、学校評価等、各アンケート調査を実施することで集計事務の大幅な軽減が図られた。
- ・児童生徒の出欠席の連絡等を電話や連絡帳を使わずに、10月から導入された保護者連絡ツールを積極的に活用し、出欠席連絡やメール配信等の効率化を図った。
- ・保護者に対して電話対応時間を周知した。
- ・小学校における教科担任制を積極的に推進している。
- ・学校応援団の方々に、児童生徒の見守り、学校の環境整備、児童生徒の学習支援をお願いしている。

○年間計画、日課の見直し等

- ・年間授業時数を再点検して、授業時数を削減した。
- ・学校行事を教育効果、教職員の働き方改革といった観点から精選した。
- ・PTA組織、役員会の開催方法等を見直した。
- ・中学校において、定期テスト日を特別日課として、定期テストの成績処理の時間を確保した。
- ・学期始めや学期末の数日を特別日課にすることで、学期末における事務処理の時間を確保した。
- ・毎月末に特別日課を設定して、月末に集中する事務の処理時間を確保した。
- ・部活動ガイドラインを遵守させ、大会1か月前以外は朝の練習を禁止にしている。
- ・見通しをもって職務を遂行できるように、早めに行事計画等を示した。
- ・ノー残業デー、ふれあいデーを設定している。
- ・朝学習の時間、清掃を見直すことで、放課後に行う教材研究等の時間を確保した。

○勤務時間の把握と改善等

- ・出退勤システムを活用して職員の勤務状況を把握している。
- ・月末に超過勤務時間を個々に示し、自らを振り返る機会を設定している。
- ・職員の勤務時間を集計し、長時間勤務の兆候のある職員に対して個別に指導している。
- ・個々の教職員が自分の退勤予定時刻を明示する「帰るボード」を設置している。
- ・計画的な年次休暇の取得を推進している。年次休暇を取得する場合には、補欠授業が自習ではなく、授業を進めるように計画している。

○会議の見直し

- ・職員会議で協議する議題を見直すことにより、会議の回数、時間を削減した。
- ・職員会議等のペーパーレス化により資料を準備する時間を短縮した。
- ・ハイパーリンクの活用による各種連絡の効率化を図った。
- ・週報に提出、報告の期日を示し、見通しをもって取り組めるようにしている。
- ・会議のタイムスケジュールを設定して、速やかな進行、協議に努めている。

○その他の方策

- ・諸表簿を簡略化する。（学級経営案→自己評価シート、通知表の1・2学期所見なし）
- ・過去に作成した資料をデータベース化することにより、業務効率を向上させている。
- ・かえる会議（全教職員によるワークショップ型の会議）を実施している。

文部科学大臣メッセージ

～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長でありサービスを監督する各教育委員会であるということ、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思えます。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組

・ 国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し

・ 学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

・ 学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化

・ 保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上

・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

・ 教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善

(4) 教師のなり手の確保

・ 教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進